

# 高齢者世帯の収入分析

森 宮 勝 子

## はじめに

厚生省の「国民生活基礎調査」(平成8年)によると、高齢者世帯数は620万4千世帯で、全世帯(4,380万7千世帯)に占める割合は14.2%となっている。「高齢者世帯」と「全世帯」の年次推移を、昭和50年を100とした指数でみると、「全世帯」が132.2であるのに対し、「高齢者世帯」は383.2となっており、「高齢者世帯」が急増していることがわかる<sup>(1)</sup>。また、将来的にも平成27年(2015年)には、総人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となり、さらに平成62年(2050年)には、ほぼ3人に1人になると予想されており、高齢者世帯の割合は、更に急増するものと思われる。

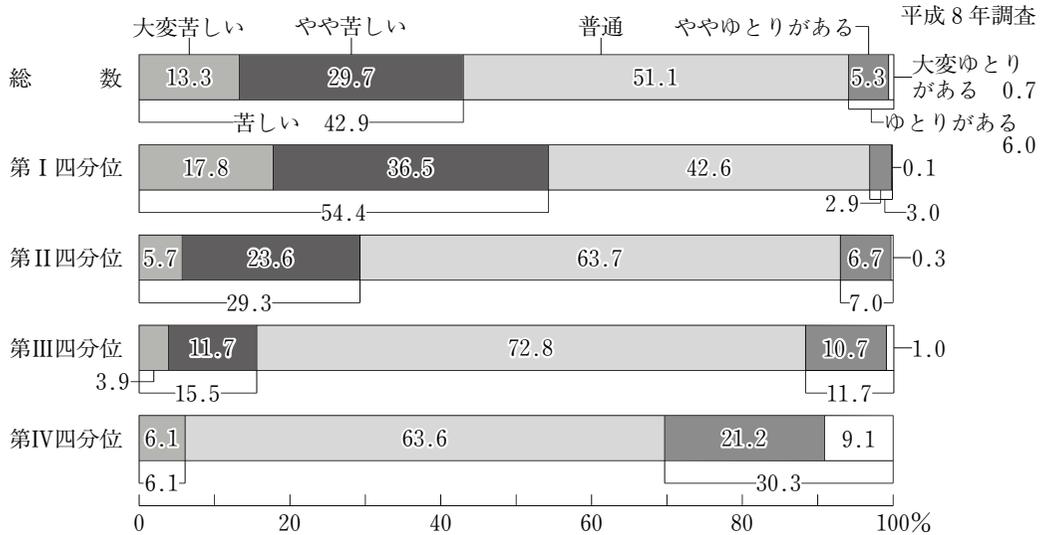
本稿では、企業のマーケティング戦略上、今後重要性を増してくる高齢者世帯に着目し、その消費行動を規制する強力な要因となる収入の分析を中心に考察する。まず、高齢者世帯の生活意識を検討した後、収入源について、アメリカ、タイ、韓国、ドイツの4カ国と比較検討して、我が国の高齢者世帯の収入源の特徴を解明する。次に、年間所得ならびに月平均実収入の視点より「国民生活基礎調査」及び「家計調査年報」のデータを分析することにより高齢者世帯の特性を明らかにする。更に、高齢者世帯にとり最重要な収入源である公的年金と一時所得及び年金所得的性格を有する退職金に言及する。最後に、高齢者世帯の持家率の高さと高齢者の意識変化により、今後、関心の高まりが予想されるリバース・モーゲージについて検討してみたい。

## 1. 高齢者世帯の生活意識

高齢者の収入を考察する前に、高齢者世帯の生活意識について検討してみたい。総務庁の「高齢者の生活と意識」(第4回国際意識調査報告書)によると、「経済的に日々の暮らしに困ることがあるか、ないか」についてみると、「困っている」と「少し困っている」を合わせた割合でみると、韓国が48.6%、アメリカが29.3%、タイが26.5%であるのに対し、日本は19.7%、ドイツは8.1%と低い<sup>(2)</sup>。更に、厚生省の「国民生活基礎調査」(平成8年)により、所得四分位階級別に生活意識をみても、全体では、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせると43.0%となるが、所得階級別には低所得の第I四分位では54.3%と半数以上になっているのに対し、高所得の第IV分位では6.1%にすぎない(図表1参照)。これらの調査結果より、我が国の

高齢者世帯の大半は、生活に困ることなく暮らしているといえる。

図表1 高齢者世帯の所得四分位階級別にみた生活意識別世帯数の構成割合



出典：『平成8年 国民生活基礎調査』137頁。

## 2. 高齢者世帯の収入源

高齢者世帯の収入源は、どのようなものにより構成されているのであろうか。総務庁の「高齢者の生活と意識」に依拠して、日本、アメリカ、タイ、韓国、ドイツの5カ国における高齢者の収入源（複数回答）について比較検討してみたい（図表2参照）。

日本、アメリカ、ドイツの3カ国では、収入源として高齢者の80%以上が「公的年金」をあげており、先進国型パターンといえる。これに対し、タイと韓国では、「子供の援助」が70%以上と高く、公的年金の比率は一桁台と低い。しかし、日本の15年前のデータをみると公的年金を収入源としてあげたのは64.6%であり約20%も低く、このことより我が国の高齢者は、この15年間で急速に欧米並みに公的年金を受給するようになったといえる。

公的年金について多くの方が収入源としてあげているのは、「就業収入」で日本35.0%、韓国32.4%、タイ35.0%である。しかし、欧米諸国では「就業収入」をあげている人は少なく、アメリカ25.6%、ドイツ6.5%となっている。ただし、我が国でも15年前には、「就業収入」が41.0%と高かったが、その後長期的には低下傾向となり、収入源の分布は全般的に欧米化の過程にある。

日本では「預貯金引出し」21.4%、「財産収入」11.4%、「子供の援助」15.4%なども収入源としてあげる人が多いが、アメリカでは「財産収入」をあげる人が34.3%と非常に多い。これはアメリカ固有の特徴であり、他の国で「財産収入」をあげたのは10%前後である。

図表2 性別・収入源 (MA) (%)

性	収入源	日本	アメリカ	タイ	韓国	ドイツ
男	就業収入	46.2	30.9	38.8	45.4	9.2
	公的年金	82.3	82.7	15.6	5.1	80.3
	私的年金	9.0	37.6	5.2	0.7	28.7
	預貯金引出し	20.5	24.5	10.0	18.0	21.8
	財産収入	12.6	37.4	12.6	13.8	13.9
	子供の援助	10.5	1.9	71.6	60.1	1.6
	生活保護	0.2	1.2	1.8	2.8	1.8
女	就業収入	25.8	21.7	31.3	22.5	4.8
	公的年金	85.4	83.1	3.8	3.7	86.9
	私的年金	6.3	29.6	5.1	0.4	21.0
	預貯金引出し	22.1	23.2	7.9	5.6	20.0
	財産収入	10.4	32.0	14.5	7.4	10.5
	子供の援助	19.4	3.8	79.1	78.9	3.7
	生活保護	1.1	2.4	2.1	6.7	0.6
男女計	就業収入	35.0	25.6	35.0	32.4	6.5
	公的年金	84.0	83.0	9.5	4.3	84.4
	私的年金	7.5	33.0	5.1	0.5	23.9
	預貯金引出し	21.4	23.7	8.9	11.0	20.7
	財産収入	11.4	34.3	13.6	10.2	11.8
	子供の援助	15.4	3.0	75.4	70.8	2.9
	生活保護	0.7	1.9	1.9	5.0	1.1

出典：『高齢者の生活と意識』209頁。

アメリカやドイツでは「私的年金」をあげる人も多く、アメリカで33.0%、ドイツで23.9%である。日本では7.5%、タイで5.1%、韓国では0.5%と格段に低い比率である。

収入源の国別の特徴をまとめると、日本は公的年金と就業所得、アメリカは公的年金、私的年金、財産収入、ドイツは公的年金と私的年金、タイと韓国は子供の援助と就業収入が中心となっている。しかし、我が国においても今後、公的年金の将来的減額をカバーするものとして私的年金の比重が増すことが予想される<sup>(4)</sup>。

男女別に収入源をみると、男女差のあるものとなないものに分けられる。男女差がないものは、「公的年金」であり、日本、アメリカ、ドイツ及び韓国では男女差がない。ただし、タイでは男性が女性を上回る。女性よりも男性で比率が高いのは、「就業収入」と「私的年金」であり、男性よりも女性で比率が高いのは、「子供の援助」である。

### 3. 高齢者世帯の年間所得

前述のように、我が国の高齢者の収入源が公的年金に大きく依存していることが明らかになったが、次に年間所得の観点から高齢者世帯の収入を検討してみたい。

高齢者世帯の年間所得について、厚生省の「国民生活基礎調査」（平成8年）でみると333.8万円であり、その内訳は公的年金・恩給が58.7%と半分以上を占め、次いで稼働所得が29.1%、財産所得が7.0%、仕送り・その他の所得が4.3%となっている<sup>(5)</sup>。高齢者世帯における所得の種類別にみた1世帯当たり所得の構成割合の年次推移をみると、公的年金・恩給の割合が年々上昇していることが明らかである（図表3参照）。総務庁の「家計調査年報」（平成8年）によると、全世帯の年間所得が659.6万円であるのに対し、高齢者世帯のそれは半分程度であるが、世帯人員一人当たりでみると全世帯が219.2万円であるのに対し、高齢者世帯のそれは210.8万円で大差はないと言える<sup>(6)</sup>（図表4参照）。

**図表3** 高齢者世帯における所得の種類別にみた1世帯当たり平均所得金額及び構成割合の年次推移

年次	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	家賃・地代の所得	利子・配当金	年金以外の社会保険給付金	仕送りその他の所得
1世帯当たり平均所得金額（単位：万円）							
平成2年	289.8	88.2	158.8	18.3	8.3	6.1	10.1
3	305.3	104.5	159.5	20.1	9.3	4.7	7.2
4	317.1	107.6	171.4	20.6	5.5	3.9	8.1
5	320.0	115.1	175.5	16.1	4.6	4.4	4.3
6	332.2	111.1	182.9	18.3	5.7	4.9	9.3
7	333.8	97.2	195.8	19.8	3.6	3.0	14.4
構成割合（単位：%）							
平成2年	100.0	30.4	54.8	6.3	2.9	2.1	3.5
3	100.0	34.2	52.2	6.6	3.0	1.6	2.4
4	100.0	33.9	54.1	6.5	1.7	1.2	2.5
5	100.0	36.0	54.9	5.0	1.4	1.4	1.3
6	100.0	33.4	55.1	5.5	1.7	1.5	2.8
7	100.0	29.1	58.7	5.9	1.1	0.9	4.3

出典：『平成8年 国民生活基礎調査』135頁。

次に、高齢者世帯の年間所得の分布についてみると、100～150万円未満が13.7%と最も多く、次いで150～200万円未満が12.1%となっている。中央値は252万円で、平均所得金額（333.8万円）以下の世帯の割合が66.2%を占めている<sup>(7)</sup>（図表5参照）。このことより、ごく少数の高額所得世帯の存在により、平均所得金額が上方へ引っ張られていることが推測される。

#### 4. 類型別高齢者世帯の月平均実収入

総務庁の「家計調査」（平成9年）により、高齢者世帯のうち高齢勤労者世帯（世帯主が60歳以上の勤労者世帯、世帯主が60歳以上の世帯の22.1%）と高齢無職世帯（世帯主が60歳以上の無職世帯、世帯主が60歳以上の世帯の52.4%）、の2つをとりあげ、各世帯類型の月平均実収入について検討してみたい（図表6参照）。

図表4 高齢者世帯の所得

	年間所得金額 (平成7年)	世帯人員一人当たり額 (平均世帯人員)	平均家計支出額 (平成7年5月の額)
高齢者世帯	333.8万円 (稼働所得 29.1%) (公的年金・恩給 58.7%) (財産所得 7.0%) (その他給付金 0.9%) (仕送り・その他の所得 4.3%)	210.8万円 (1.58人)	19.7万円
全世帯	659.6万円	219.2万円 (3.01人)	27.6万円

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(平成8年)

(注1) 高齢者世帯とは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成するか、又はこれらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

(注2) 財産所得とは家賃・地代の所得と利子・配当金を合わせたものであり、その他給付金とは年金・恩給以外の社会保障給付金である。

出典：『高齢社会白書 平成10年版』49頁。

高齢勤労者世帯は、世帯主年齢が64.1歳と比較的に若く、世帯主が就労していることから実収入は48万8,983円、可処分所得は41万9,298円と高く、高齢無職夫婦世帯のほぼ倍にちかいかつとなっている。実収入の構成も勤め先収入が72.7% (35万5,658円) を占めているのに対し、社会保障給付は、22.7% (11万1,223円) にすぎない。

これに対し、高齢無職世帯は、世帯主年齢が69.8歳と5.7歳高齢勤労者世帯より高く、実収入が25万7,601円と低く、この実収入に占める社会保障給付の構成比が81.8% (21万630円) と非常に高い。可処分所得は23万2,185円であり、消費支出25万5,217円を賄うことができず、2万3,032円が不足分として計上されている<sup>(8)</sup> (図表7参照)。

以上から明らかのように、高齢者世帯の収入構造は、世帯主の就労の有無により大きく異なり、世帯主が就労している間は、勤め先収入に大きく依存し、世帯主が無職になると社会保障給付に大きく依存するようになるのである。したがって、今後、後期高齢者世帯が急激に増大する為に、社会保障給付に大きく依存する世帯が増大することになる。このように、定年退職等により勤労者世帯から無職世帯となる世帯が増加すると、所得水準が低下する年金・恩給世帯のウエイトが大きく高まることになり、高齢者世帯間の所得格差が拡大することになる。<sup>(9)</sup>

## 5. 公的年金

年金は、公的年金と私的年金に二分され、私的年金は更に企業年金と個人年金に二分されているが、高齢者世帯の収入源として重要な役割を演じているのは、公的年金である。ここでは、厚生省の「国民生活基礎調査」(平成8年)に基づき公的年金・恩給について検討してみたい。

### ①総所得に占める割合

図表5 高齢者世帯の所得金額階級別世帯数の相対度数分布

所得金額階級	累積百分率 (%)			百分率 (%)
	平成5年	平成6年	平成7年	平成7年
総数	・	・	・	100.0
50万円未満	3.6	4.7	4.3	4.3
50～100万円未満	15.7	16.7	14.1	9.8
100～150	28.9	30.3	27.8	13.7
150～200	41.8	41.3	39.9	12.1
200～250	53.2	51.8	49.5	9.6
250～300	62.4	61.1	59.1	9.6
300～350	71.4	70.5	68.9	9.8
350～400	77.6	76.9	76.9	8.0
400～450	82.8	81.2	81.9	5.1
450～500	86.5	84.6	84.8	2.9
500～550	88.9	87.2	87.1	2.3
550～600	90.4	89.6	89.5	2.4
600～650	91.6	91.3	90.7	1.3
650～700	92.3	92.6	91.5	0.8
700～750	93.2	93.4	92.7	1.2
750～800	94.1	94.1	93.8	1.1
800～850	94.9	94.6	94.8	1.1
850～900	95.5	95.1	95.4	0.5
900～950	95.6	95.5	96.1	0.7
950～1000	95.7	96.0	96.3	0.2
1000万円以上	100.0	100.0	100.0	3.7
平均所得金額 (万円)	320.0	332.2	333.8	
中央値 (万円)	235	240	252	
平均世帯人員 (人)	1.60	1.59	1.58	
平均所得金額以下の世帯の割合 (%)	66.6	67.7	66.2	

出典：『平成8年 国民生活基礎調査』134頁。

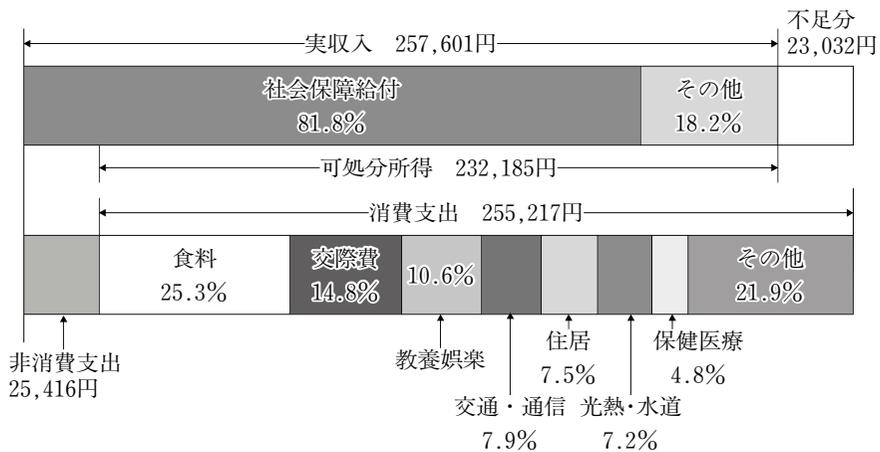
高齢者世帯の収入の年間所得の項で前述したように、公的年金・恩給は年間所得333.8万円の58.7%を占めるが、更に公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合をみると、公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯が50.5%と半数を占め、次いで80～100%未満の世帯が12.2%、60～80%未満の世帯が10.7%となっており、いずれにしても高齢者世帯においては公的年金・恩給の総所得に占める比重が大であることが指摘できる<sup>(10)</sup> (図表8参照)。

図表 6 高齢者世帯の世帯主の就業状態別  
実収入

項 目	勤労者世帯	無職世帯
世帯人員 (人)	2.62	2.39
有業人員 (人)	1.68	0.35
世帯主の年齢 (歳)	64.1	69.8
実収入	488,983	257,601
經常収入	475,232	245,742
勤め先収入	355,658	26,085
世帯主収入	309,022	0
配偶者収入	25,141	9,487
他世帯員収入	21,494	16,597
事業内職収入	6,728	4,603
家賃収入	2,175	2,373
他事業収入	3,038	692
内職収入	1,514	1,538
他の經常収入	112,846	215,055
財産収入	1,265	2,824
社会保障給付	111,223	210,630
仕送り金	358	1,601
特別収入	13,752	11,859
受贈金	5,592	7,526
その他	8,160	4,333
可処分所得	419,298	232,185

『家計調査年報 平成9年』より作表。

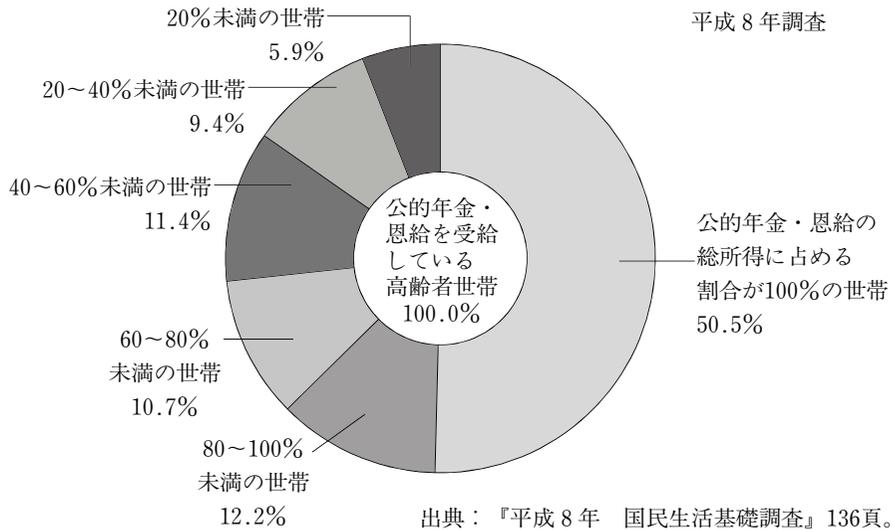
図表 7 高齢無職世帯の家計収支 (全国)



(注) 消費支出の中の「その他」は、便宜、家具・家事用品、被服及び履物、教育、「その他の消費支出 (交際費を除く。)」を合計したもの

出典：前掲書 47頁。

図表 8 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合

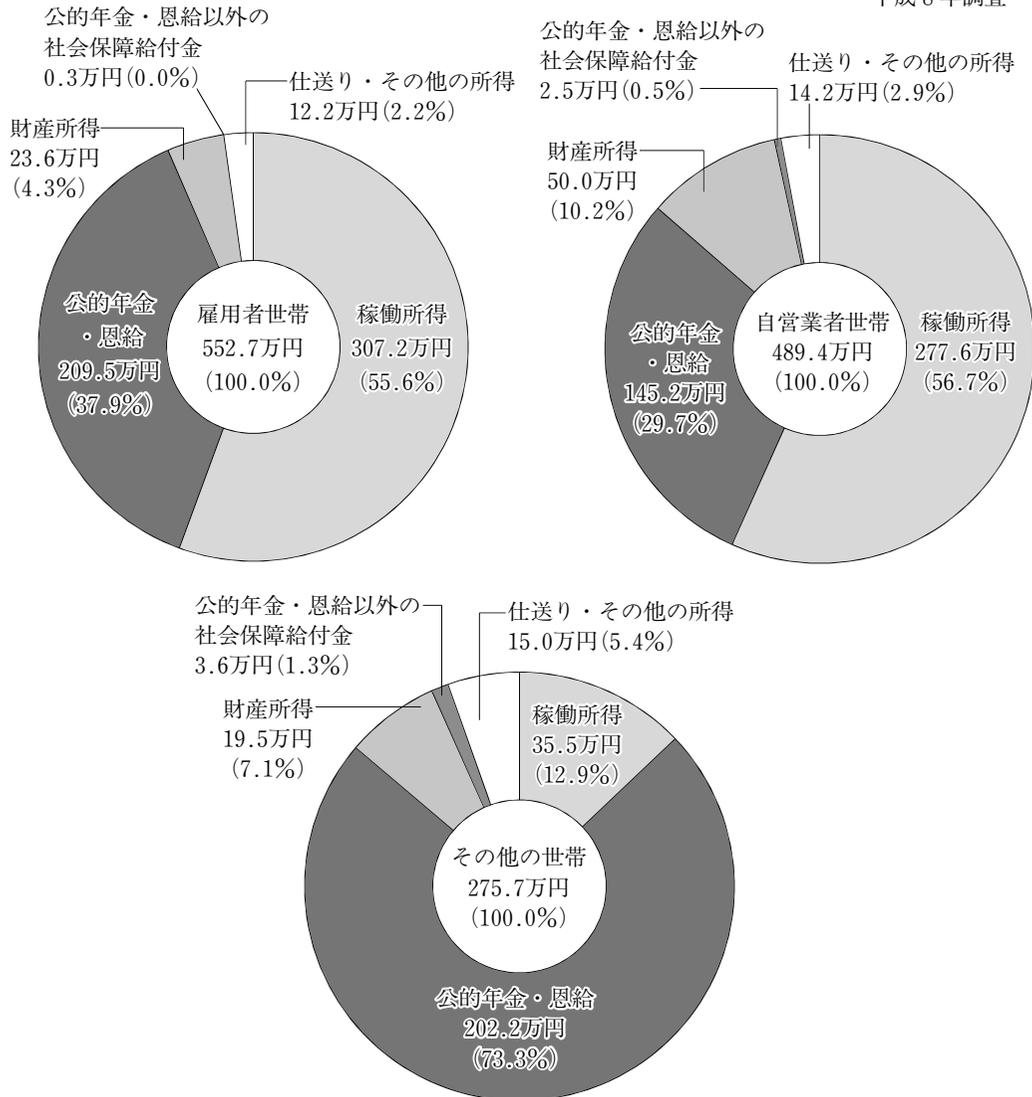


## ②世帯業態別割合

高齢者世帯を世帯業態別の観点より「雇用者世帯」（高齢者世帯の14.5%）、「自営業者世帯」（同10.9%）、「その他の世帯」（同68.4%）に区分し、各世帯における所得の種類別の構成割合と金額を検討してみたい（図表 9 参照）。まず、「雇用者世帯」の場合総所得は552.7万円で、3世帯業態の中で最も高い所得を得ており、そのうち稼働所得が55.6%（307.2万円）を占め、次いで公的年金・恩給が37.9%（209.5万円）となっており、世帯主の稼働により公的年金・恩給の構成割合が低くなっている。しかし、公的年金・恩給の金額そのものは、3世帯業態で最高である。これは、「雇用者世帯」という世帯特性から、年金内容が厚生年金を中心としていることに起因していると考えられる。財産所得は、4.3%（23.6万円）と3世帯業態のうち最も低い金額ではその他の世帯よりも高い。次に、「自営業者世帯」の場合総所得は489.4万円で稼働所得の割合が56.7%（277.6万円）と「雇用者世帯」よりも若干高めであるが、金額的には「雇用者世帯」を下回る。公的年金・恩給は29.7%（145.2万円）で「雇用者世帯」より構成割合及び金額でもかなり低くなっている。金額的低さは、この世帯の公的年金・恩給が国民年金を中心<sup>(12)</sup>に構成されていることによる。これに対し、財産所得は、10.2%（50.0万円）と3世帯業態の中で最高で、年金額の低さを補足している。最後に、高齢者世帯の70%弱を占める「その他の世帯」では、総所得275.7万円のうち公的年金・恩給が73.3%（202.2万円）を占め、稼働所得は12.9%（35.5万円）と低い。財産所得も7.1%（19.5万円）と構成割合こそ雇用者世帯よりも高めであるが、金額的には低い。今後、高齢化の発展とともに「その他の世帯」の構成割合が増大するため、高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める比重が徐々に増大することが予想される。

図表9 高齢者世帯の世帯業態別（雇用者・自営業者等の世帯）にみた所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

平成8年調査



(注) 「その他の世帯」には農耕世帯は含まない。  
出典：前掲書 137頁

## 6. 退職金

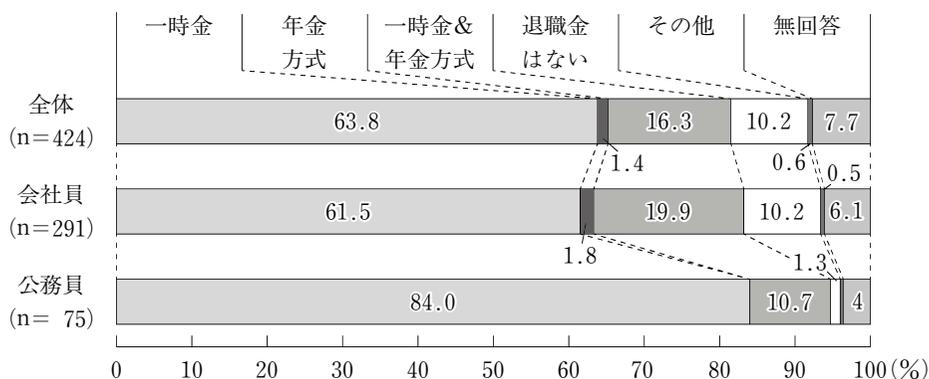
退職金は、今まで述べてきた定期的に得られる収入とは異なり、一時所得であるが、勤労者世帯にとり老後の生活を支える貯蓄の重要な資源となるものである。また、退職金による貯蓄や投資により得られる利子や配当のいわゆる財産所得の財源ともなるものである。民間企業の退職金に関する調査はいくつかあるが、例えば労働省中労働委員会調べで2千856万円、社会経

済生産性本部調べで2千58万円、関西経営者協会調べで2千197万円(いずれも大卒男子の定年時)となっている。ここでは三和銀行の「シルバー世帯の家計簿」(1995年7月調査 同行に年金受取口座を持つ人を対象)に依拠して検討してみたい。<sup>(14)</sup>

### ①退職金の受取方法

全体の退職金の受取方法で最も多いのは一時金(63.8%)で、次いで一時金&年金方式<sup>(15)</sup>(16.3%)となっている。定年退職前の職業別にみると、会社員で最も多いのは一時金(61.5%)で、次いで一時金&年金方式(19.9%)となっている。これに対して、公務員では最も多いのは同じく一時金(84.0%)で、次いで一時金&年金方式(10.7%)となっているが、一時金の比率が会社員に比べて非常に高い(図表10参照)。

図表10 (夫の)退職金の受取方法(定年退職前の職業別)



出典：『シルバー社会総合統計年報'97~'98』537頁。

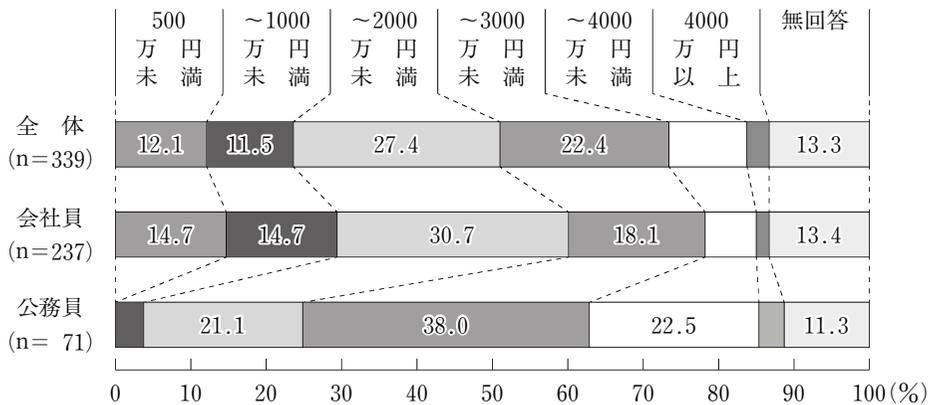
### ②退職金金額

全体の退職金金額で最も多いのは1千万円~2千万円未満(27.4%)で、次いで2千万円~3千万円未満(22.4%)となっている。定年退職前の職業別にみると、会社員では最も多いのは1千万円~2千万円未満(30.7%)で、次いで2千万円~3千万円未満(18.1%)、3位が5百万円~1千万円未満(14.7%)と5百万円未満(14.7%)となっている。これに対して、公務員では最も多いのは2千万円~3千万円未満(38.0%)で、次いで3千万円~4千万円未満(22.5%)、3位が1千万円~2千万円未満(21.1%)となっており、会社員より公務員の方が退職金金額が高いことが明らかである(図表11参照)。

## 7. リバース・モーゲージ

我が国の高齢者世帯の特性として、持家率の高さがあげられる。総務庁「高齢者の生活と意識」によると、日本84.4%、アメリカ70.1%、ドイツ50.3%となっており、先進諸国の中でも際立って高いことが指摘できる。<sup>(16)</sup>また、総務庁の「家計調査年報」により、全世帯の世帯主の

図表11 (夫の)退職金金額 (定年退職前の職業別)



出典：前掲書 537頁。

年齢階級別の持家率をみると、世帯平均で72.4%、29歳以下で18.0%、30歳代で43.2%、40歳代で72.4%、50歳代で83.3%、60歳代で88.0%と世帯主の年齢が上がるにつれて、持家率も上がっている。また、65歳以上のいわゆる高齢者世帯では、88.5%と更に高くなっている<sup>(17)</sup>。このように、高齢者世帯の持家率の高さに着目し、住宅という不動産を有効に活用することにより、老後の生活資金を捻出する方法の一つとしてリバース・モーゲージがある。今後、少子高齢化が急速に進展するにともない、社会保険料などの負担率が大幅に上昇することが予想され、それを緩和する方策の一つとして年金支給額の減額は避けられない状況を勘案すると、年金を補足する手段としてもリバース・モーゲージが注目される<sup>(18)</sup>。

リバース・モーゲージは、もともとヨーロッパに伝わる「所有地を修道院に寄付して老後の面倒をみてもらう」という制度から生じたもので、アメリカでは1989年から実施され1万件以上の利用者がいる。自宅を担保に老後資金を借り、死後、自宅を売却して返済するもので、融資金は年金形式で支払われる。すなわち、高齢者はこの制度を利用することにより、売却や賃貸にともなう転居をせずに、住宅というストックを老後資金というフローに転換することができ、長年住み慣れた自宅で生活することができるのである。

リバース・モーゲージは、自治体としては1981年に武蔵野市により始められ、現在17の地方自治体で実施されている。民間企業としては1984年に三井信託銀行が取り扱いを始めた。1996年7月に閣議決定された「高齢社会対策の大綱」には「高齢期における資産の有効活用を図るため、自己所有の住宅等を担保として高齢者に融資を行うリバース・モーゲージの制度について検討を進める」として制度の推進が盛り込まれている<sup>(19)</sup>。

リバース・モーゲージの内容についてみると、自治体が行う場合、武蔵野市や中野区のように自治体自身が融資を行う「直接融資方式」と練馬区福祉公社のように融資を受けられる金融機関を紹介する「間接融資方式」とに2分される。自治体ごとには若干異なるが利用条件としては、①その地域に居住する65歳又は70歳以上の高齢者、②福祉公社のサービスの利用

者，③自宅一戸建てで、評価額が5千万円以上，④融資期間は、実質的には終身と長期にわたるが、資金の用途は生活費などに限定されている。一方、信託銀行の場合は、融資限度額は5千万円から1億円で、資金の用途に制約はないが、融資期間が10～15年と限定されている。

リバース・モーゲージの問題点としては、①利用者の死後、資金の貸手が支障なく担保権を行使して、担保物件を売却することにより融資資金の回収を図ることができるか、②担保物件の価値の下落が生じた時の対応をどうするか、③利用者の予想以上の長寿化への対応をどうするか、④家族の円滑な了解をどのようにして得るか等があげられる。

高齢者のリバース・モーゲージ制度への関心については、総務庁による60歳以上を対象とした「中高年齢層の高齢化問題に関する意識調査」（平成10年）によると、「利用したい」と「関心がある」が合わせて27.2%であり、現在のところそれほど高い関心度とはいえない<sup>(20)</sup>（図表12参照）。しかしながら、今後、この制度への理解が深まるにつれて関心度も高まることが予想される。

図表12 リバース・モーゲージ制度への関心 (%)

	利用したい	関心はあるが、利用するかどうかはわからない	関心がない	わからない
構成比	5.0	22.3	51.8	21.0

資料：総務庁長官官房高齢社会対策室「中高年齢層の高齢化問題に関する意識調査」（平成10年）

（注1）「住宅・宅地などの資産を担保にして、そこに住み続けながら高齢期の生活に必要な資金の融資を受け、死後にその住宅、宅地などを売却して融資の返済に充てる（リバース・モーゲージ）という制度に関心があるか」への回答

（注2）調査対象は、全国60歳以上の男女

出典：『高齢社会白書 平成10年版』52頁。

## おわりに

高齢者世帯の収入を中心に考察してきたが、我が国の高齢者世帯は、平均的には日々の暮らしに困ることも少なく、人並みの生活をすることができ、総合的満足度も高いといえる。しかし、現実の高齢者世帯は、長い人生を経ているだけに他の年齢世帯以上にばらつきが大きく、平均水準から乖離する世帯も多く、多様性が存在することに留意する必要がある。

平成10年10月、厚生省により公表された「日本の世帯数の将来推計」によると、戦後の高度成長期に生まれた人達が65歳以上になる2020年には、高齢者世帯が倍増し、3分の1に達することが明らかにされている。中でも高齢単身世帯が急増し、2013年には現在の中心的家族形態である核家族を上回り、2020年には高齢者世帯の3分の1を占めるようになるといわれている。この高齢単身世帯においては、平均寿命の男女格差により女性の高齢者世帯の比率が高くなるので、今後、遺族年金等に経済的基盤をおく相対的に低所得世帯が増加する可能性が高い。今

まで、マーケティングの対象として重要視されてこなかった世帯層の量的増大に対して、企業は何らかの対応を求められることになろう。

(注)

(1) 厚生省大臣官房統計情報部編『平成8年 国民生活基礎調査』厚生統計協会 平成10年 130頁。  
(2) 総務庁長官官房高齢社会対策室監修『高齢者の生活と意識 第4回 国際比較調査報告書』中央法規 平成9年 59頁。

(3) 前掲書 209頁。

(4) 『1998年版 生命保険ファクトブック』によると、年金型商品の世帯加入率は36.1%（前回35.3%）となっている。個人年金保険の世帯加入率（民保の個人年金保険、郵便局の個人年金保険、農協の個人年金保険のいずれかに加入している世帯の割合）は32.0%（前回30.5%）と、概ね3世帯のうち1世帯が加入している。次に、加入種類では、民保の個人年金保険が67.0%（前回66.2%）、郵便局の個人年金保険が23.1%（前回20.5%）、農協の個人年金保険が8.7%（前回8.1%）の順になっている。この個人年金保険加入世帯の世帯員別加入者（被保険者）は、世帯主が61.2%、配偶者が59.1%となっている。

生命保険文化センター『1988年版 生命保険ファクトブック』生命保険文化センター 平成10年 65頁。

(5) 『平成8年 国民生活基礎調査』135頁。

(6) 総務庁編『高齢社会白書 平成10年版』大蔵省印刷局 平成10年 49頁。

(7) 『平成8年 国民生活基礎調査』134頁。

(8) 総務庁統計局『家計調査年報 平成9年』日本統計協会 平成10年 47頁。

(9) 労働省編『平成9年版 労働白書』日本労働研究機構 平成9年 196頁。

(10) 『平成8年 国民生活基礎調査』136頁。

(11) 前掲書 137頁。

(12) 厚生年金の標準報酬月額平均は、平成9年3月末で311,344円で、男子は359,836円、女子は213,720円となっている。

厚生省年金局監修『平成9年版 年金白書』社会保険研究所 平成10年 37頁。

(13) 国民年金の老齢年金受給者の平均年金月額は、45,851円となっている。

前掲書 30頁。

(14) 『シルバー社会総合統計年報'97~'98』食品流通情報センター 平成9年 537頁。

(15) 生命保険協会、信託協会、全国共済農業協同組合連合会の「適格退職年金の契約状況調査」によると、平成8年度の適格年金受給者1人当たりの平均金額は、100万2,629円（月額8万3,552円）である。なお、新規契約者の給付月額をみると、「5万円以上10万円未満」が36.8%、「10万円以上15万円未満」19.8%、「3万円以上5万円未満」19.2%となっているが、「15万円以上」の高い水準の設計も10%以上ある。次に、支給期間については、「5年超10年未満」が93.4%で圧倒的である。

ライフデザイン研究所『平成10年 企業年金白書』株式会社ライフデザイン研究所 平成10年 19~22頁。

(16) 『高齢者の生活と意識』184頁。

(17) 『家計調査年報 平成9年』176~177頁。

(18) リバース・モーゲージについては以下の文献を参照されたい。

ケン・ショーレン著 筒井・宮本・神谷共訳『リバース・モーゲージの手引き』東洋経済新報社 平成7年。

住信基礎研究所『超高齢社会の常識 リバース・モーゲージ』日経PB出版 平成9年。

リバース・モーゲージ研究会編『日本版リバース・モーゲージの実際知識』東洋経済新報社 平成10年。

(19) 鈴木省吾, 鶴岡 洋監修『高齢社会対策基本法の解説』ぎょうせい 平成9年 89頁。

(20) 『高齢社会白書 平成10年版』52頁。